

謹言

真下三郎

年 月 日 参職 大江朝綱

書札礼でとりあげられている「挨拶語」では、謹言という語が最も多い。謹言は、現代では末尾の挨拶語として認識されているが、昔の用法を調べてみると、必ずしも末尾のみに限られた語ではなく、また書札札からいえば、謹言にも幾つもの種類があったことがわかる。ここでは、謹言のそういう特異な点について考察する。

一

一、謹言が必ずしも末尾だけではなかったという事。

謹言は平安時代末期、院政ころまでは、末尾のほかに冒頭にも用いられていたらしい。「本朝文粹」によれば、次の書簡が目につく。

謹言、久有所勞、不能随例、乍承揚庭之期、似無参向之志、…、不具謹言

この書簡は江相公大江朝綱が、菅相公すなわち菅原輔正に奉ったもので、平安時代中期にあたる。冒頭に謹言のある例である。さらに「儒林拾要」の例を挙げよう。この書は室町時代に編集されたようであるが、平安時代からの書式を多く集めたもので、続群書類従に収められている。次例も平安時代と思われる。

某謹言、山復江復、音信未通、朝思夕思、報謝手毎、不宣謹言

月 日 姓 名 状

謹上 某殿 付

前者は謹言、後者は某謹言となっていて、恭敬の心持に厚薄の差はあっても、両者とも謹言が冒頭にある例である。

この二例のほかに、冒頭に謹言を置いた書簡は平安時代に数多くある。藤原佐理の「離洛帖」も「(草名) 謹言」ではじまり、「(草名) 謹言」でとじている。藤原行成の書簡も「行成謹言」が冒頭に

ある。その他、高山寺藏の平安時代の書簡と推定されるものも「謹言——不具謹言」となっているものが多い。

かような形式、すなわち冒頭に「謹言」を置く形式は、恐らく中国の模倣であろう。たとえば中国の書簡——王羲之の「喪乱帖」などは、謹言でなくて頓首を用いているが、頓首を冒頭と末尾との両方に使って、「敬之頓首——用件——敬之頓首頓首」という形をとっている。古代のわが国では、貴族階級は漢文調の手紙を書いたが、その語句はもとより体裁までも、中国の模倣であったことは、すでに考証したとおりであるが、まったく中国の書儀や月儀を忠実に真似たものであった。その点で、謹言を冒頭と末尾とに置くことも、その真似の一つであったと思う。ただし日本では「謹んで言う」と、ことばに恭敬の心持を表わし、中国では「頭をさげる」という態度に恭敬の心持を表わすという、相違はあるにしても。

この冒頭の謹言が姿を消して、末尾だけに残るようになったのはいつごろの事であろうか。それは恐らく平安時代の中ごろからかと思われる。藤原明衡の「雲州消息」は、群書類従所収のものによると、全部で二百七通の書簡が収められているが、その中で、冒頭に謹言を置くものは、わずかに五通に過ぎない。その例は次のとおりである。

某謹言——謹言 一通

謹言——某謹言 二通

謹言——謹言 一通

謹言上——憚敬謹言 一通

二百七通のうち五通を除く他の書簡が、すべて冒頭に謹言を欠いているということは、実際には、冒頭に謹言という語が書かれなくなっているということを示すものであろう。雲州消息以後の往來物は、すべて冒頭に謹言を書いていない。藤原明衡は新猿楽記の著者、本朝文粹の編者と目され、出雲守、大学頭を歴任し治暦二年十月十八日に七十八歳で没しているから、雲州消息を平安時代中期の終わりに定置することも可能である。

ではなぜ冒頭に謹言が書かれなくなってきたのか。この疑問に対する理由はいろいろ考えられる。謹言を冒頭に書く書状は、改まった場合とか、相手が非常に目上の人である場合とかであったが、平安時代中ごろには書簡を書く場合が大幅に広がった。改まった場合だけでなく、日常生活における用件にも書簡をしたためる。また相手が必要しも非常に目上の人とは限らない。そういう場合に、一々謹言ではじまる書簡を書く必要がない。そこで冒頭の謹言が欠除されるようになった、ということも考えられる。また冒頭に謹言を書き、末尾にも謹言を書くのは、いかにもわずらわしい。それで冒頭をはぶくといった感覚的な理由もあったのであろう。さらにこのこ

るになると、中国の影響がすっかりなくなつて、万事日本化する傾向が強くなつたから、冒頭に謹言を書くという古い由緒も忘れられてしまつて、それを書かないのがわが国の書簡であるというふうに信じられてしまつた、というような事も考えられなくはない。

ともあれ冒頭に謹言を書かなくなつたのは平安時代末期ころと思われる。次の鎌倉時代には、そういう事例は見当たらない。たとえば定家の場合もそうである。

今夜行啓、以人々説承及候、……道成恐不申出候、謹言(定家)
西行も源実朝も、冒頭に謹言を書いていない。

日前宮事、自入道殿頭中将許、如此遣仰了、……長日談義、能々可被入御心候也、謹言(円位)

高野山衆徒所申、備後国大田庄事、……然者尤於京都可被糺济否候也、謹言(実朝)

その他天皇も公卿も、将軍も武将も同様である。

二

一、書簡の末尾の挨拶語は謹言という語が主として用いられていたという事。

現代では、書簡の末尾に用いられる挨拶語はさまざまである。敬

具・拜具・敬白・匆々・不一・不具・不備・不宣などが、思いつきで用いられている。しかし昔はほとんど謹言であつた。僧侶などにはまれに敬白という語が用いられたが、僧侶以外の人は、ほとんどの場合、謹言であつたらしい。また現代のわれわれは、たまに不備・不具・不宣などを使うことがあるが、それらは単独で書く。しかしこれらも、昔はいずれも謹言という語をともなつて用いられていたようである。

雲州消息は上記のように、二百七通の書簡を収録しているが、その末尾を見ると、次のようにまとめられる。数字と書簡数が合わないのは、末尾に特定の挨拶語を書かないものがあるからである。

謹言	一〇四	①
某謹言	三一	②
不宣謹言	九	④
某不宣謹言	一	
恐々不宣謹言	一	
不具謹言	一一	⑧
恐々不具謹言	一	
不備謹言	二	
某不備謹言	一	
頓首謹言	三	

某頓首謹言	三
恐々謹言	二
恐惶謹言	二
某恐惶謹言	一
誠惶誠恐謹言	二
恐戰謹言	二
俾戰謹言	一
悚息謹言	一
稽首謹言	二
再拜稽顙謹言	一
穴賢々々謹言	二

(数字は使用回数、○は頻度順位)

右の表から考えられることは、雲州消息の書簡にはいろいろ違った末尾の挨拶語が用いられていること、そのすべてに謹言がついていることである。すなわち単独の「謹言」が最も多く用いられているが、そのほかいろいろと違った語があって、その全部に「謹言」がついていること、また上記のように、現代のような不宣とか不具とか不備とかは、そのままの姿で用いられなかったことなどがわかる。

大藏卿為長の密といわれる「消息簡」は、消息に用いる単語や短

語句を集めたものであるが、その中に次のような個所がある。

恐惶謹言 誠恐謹言 恐々謹言 不具謹言 不宣謹言 不備謹言
この語例は、上記の使用例すなわち末尾の挨拶語は謹言が最も多く用いられたこと、不宣・不具・不備などの語も単独では用いられずに、すべて謹言の語をともなっていたことなどの論拠を示している。そういえば冒頭に掲げた院政ころの書簡の二例も、それぞれ不具謹言・不宣謹言となっているのである。

三

一、謹言は時代とともにその内容を変質していったという事。

これは別の表現でいえば、謹言の価値が次第にさがっていったということである。敬意週減の法則はここでも働いていたのである。謹言という語の意味は「謹んで言う」ということである。古代の謹言はそのとおりに恭敬の心持を表わす語であった。したがって書簡が冒頭と末尾に謹言を置いた場合は、相手に対する恭敬の心持は十分に表われたのであるが、冒頭の謹言がなくなると末尾だけになると、恭敬の心持はここでだけ表現されることになる。これが、謹言にいろいろな種類を生ぜしめた理由である。

鎌倉時代の書簡、すなわち末尾だけに謹言が書かれる時代の書簡

では、相手によって恭敬の心持に厚薄の差をつけねばならない場合に、それが最も明白に表現されるのは、ほかならぬ末尾の謙言である。先に挙げた、

誠惶誠恐謙言

恐惶謙言

誠恐謙言

恐々謙言

など、みなこの時代に現われた謙言で、その用いざまからいえば、先に挙げた順に恭敬の心持が厚いものから薄いものに並んでいる。

弘安八年十二月の著という弘安礼節は、群書類従に収められているが、この書は「書札礼之事」「院中礼事」「路頭礼事」の三章から成り、「書札礼之事」で書簡に関する注意事項を述べている。その中に、相手の身分によって書くべき末尾の語句を、大臣・大納言・中納言というふうに差出人の官職別に示している個所がある。中納言の例を掲げよう。

一、中納言

奉親王 某恐惶謙言、家司名

奉執柄 同親王

奉大臣 言上如件、某恐惶謙言

遣大納言 謹上執啓、恐惶謙言

遣参議散二位三位 謹上、恐々謙言

遣藏人頭 無上所、執達如件

遣四位雲客 同藏人頭

(後略)

右の意味するところは、中納言から、親王に奉る時は末尾を「某恐惶謙言、家司名」とする。摂政や関白の執柄に奉る時は、親王と同じ文句でよい。大臣に奉る時は「言上如件、某恐惶謙言」と書く。大納言に出す時は「謹上執啓、恐惶謙言」と書く。参議散二位三位に出す時は「謹上、恐々謙言」と書く、等々といっているのである。ここで謙言だけに注目すると、親王・執柄・大臣に対しては「某恐惶謙言」、大納言に対しては「恐惶謙言」、参議散二位三位に対しては「恐々謙言」となっていて、謙言の語に差等のあることを明示している。藏人頭以下に謙言の語を用いていないのは、それらが差出人の中納言より身分が低いからである。

かような、規則ともいってよい書札礼は、次の室町時代までも踏襲されたようである。一条兼良に「桃花莢莢」という書札礼の著があつて、群書類従に収められているが、この中に次のような挿話がある。応永二年ごろ葉室中納言宗頭が一条兼良の父の一条経嗣に出した書簡の末尾に「氏名・恐惶謙言」と書いたところ、将軍(足利義満)の耳に入って、不興を買い、「被仰緩急之由、可被召職」の

旨を仰せくだされたというのである。なぜ葉室中納言が叱られたかといえ、書札礼にもとるためである。すなわち先の弘安礼節によれば、中納言が書簡の末尾に「氏名・恐惶謹言」と書くのは、親王か摂政か関白か大臣に限られている。のちに関白となった一条経嗣も、当時は大臣にもなっていないから、緩急「作法はずれ」ということで叱られたのである。この桃花葉葉は室町時代の著であるが、文中いたるところに「弘安礼節に依る」旨があって、書札礼に関しては弘安礼節に基準を置いていたことがわかる。

かように室町時代においても、謹言に関する規則は厳重に守られ、用い方についてはなかなか面倒であつたらしい。その後も多くの書札礼が規定している。

一、儒林拾要

恐々謹言 等輩

誠恐謹言 我ヨリ勝人之許へ遣

恐惶謹言 君父師之状

一、書札礼（貞和三年十月書写の奥書あり）

至干恐々時、加名字於其上、等同之人恐々謹言、劣人只書謹言字、

一 猷麟抄増補（永享十三年ころ）

至テ敬度ニハ、某実名ヲ書也、其下ニ恐惶謹言ト可書、

通例敬人ニハ、恐惶謹言ト可書也、

傍輩ニハ、恐々謹言ト可書也、

一、玉章秘伝抄（弘治三年書写の奥書あり）

恐々謹言 等輩

恐惶頓首謹言 敬言也

某頓首恐惶謹言 主君之許へ

これらの用法を通していえることは、相手を敬意の必要度から四等に分けていて、それぞれ末尾の語をかえる。すなわちその最も恭敬の心持を表すべき人、たとえば主人・主君・高位高官などには、はじめは「恐惶謹言」でよかったものが、時の経過とともにそれだけでは不十分となって、その上に「某」すなわち氏名をかぶらせることとなり、さらにのちには、氏名を書いた上に「頓首」をつけ加えねばならなくなった。次の恭敬の人に対しては、はじめは「誠恐謹言」でよかったものが、中ほどにはそれで足りなくなつて、「恐惶謹言」と書くこととなり、さらにその後はそれに「頓首」をつけ加えねばならなくなった。四等のうちの三等目、すなわち同僚同輩に対しては「恐々謹言」と書く。最下位、すなわち自分より劣っている人に対しては「謹言」でよい、というのである。

以上の書札礼を別の立場から見れば、かつてはこの上ない恭敬の語であった「謹言」が、次第にその価値をさげていったということ

になる。つまり室町時代になると、恭敬の心持を表わすものは恐懼・誠恐・恐々にあつて、謙言ではなくなつた、ということになる。

玉章秘伝抄にある「又問、恐々、恐惶、上下如何、答、恐々ハ等輩ニ書之、恐惶ハ思ノマシタル人ニ書之、至極可敬人ニハ、自力実名ヲ書テ、恐惶ヲ書之、仮令、良祐恐惶謙言ト書也、又至極可敬人ニハ実名ヲ真ニ書也、草ニ書ハ狼藉也」とある記事からも、謙言には敬意のないことが察せられる。論より証拠、前記の「書札礼」には、謙言は敬意の必要のない「劣人」に書く語としてしているのである。ここにいたつて謙言は、單なる末尾を示す形式的な挨拶語にか過ぎなくなつた。

室町時代の中期から江戸時代にかけて書かれた書簡を見ると、末尾の挨拶語はさまざまで、敬具・拜具・不宣・不・不備・勿々などが用いられているが、それは書簡の差出人の好みによつていふしか思われぬ。つまり謙言もこれと同じたぐいの語となつてしまつたのである。